

定 款

株式会社 オービス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社オービスと称し、英文では ORVIS CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 木材の輸入及び木材の加工、販売
- (2) 組立ハウス及びプレハブ住宅等の製造、販売
- (3) 組立ハウスの賃貸及び解体移設
- (4) 土地、建物の賃貸、土木建築用資材、機械及びこれらに附帯する設備機器の賃貸
- (5) 不動産の売買及び仲介
- (6) 土地建物の取引及び宅地造成並びにその販売
- (7) 建物、構築物の設計、施工、請負及び監理
- (8) テレビ、通信機、音響機器、冷暖房機、空調機器及びこれらの付属品販売並びに据付、修理加工、賃貸
- (9) 飲食店の経営及び管理
- (10) 娯楽及びその他の遊戯場経営、賃貸
- (11) 船舶の購入、売却、傭船、所有並びにその管理、海運航路事業、海上運送取次業務、船舶仲介業、傭船仲介業、及びあらゆる種類の海運船舶事業
- (12) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務
- (13) ホテル・レジャー業
- (14) リース業
- (15) 損害保険代理業
- (16) タバコ小売及び日用雑貨販売
- (17) 洋菓子及び和菓子の製造及び販売
- (18) スポーツジム・スイミングクラブの運営
- (19) 高齢者介護施設の管理・運営
- (20) 美容施設、温浴施設の運営
- (21) 日用品、日用雑貨、服飾雑貨及び装飾品の販売、輸出入及びコンサルティング
- (22) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を広島県福山市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、700 万株とする。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株主の権利)

第 10 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 3 章 株主総会

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 10 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 1 月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その

議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとするができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は15名以内とする。

(選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

- 第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第23条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

- 第24条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期等)

- 第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。
 3. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

- 第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

- 第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

- 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己の株式の取得)

第 31 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

(制定記録)

1992年 1月18日改定

1994年 1月21日改定

1997年 1月30日改定

2001年 1月27日改定

2002年 1月26日改定

2003年 1月25日改定

2004年 1月31日改定

2006年 1月31日改定

2007年 1月30日改定

2009年 1月29日改定

2012年 1月30日改定

2023年 1月27日改定

2023年 4月27日改定